

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第35号

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例（平成27年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（略）				別表第2（略）			
区分		利用料金	備考	区分		利用料金	備考
会議室	交流ホール	1時間につき <u>2,200円</u>	(略)	会議室	交流ホール	1時間につき <u>2,430円</u>	(略)
	大会議室	1時間につき <u>1,500円</u>			大会議室	1時間につき <u>1,660円</u>	
	中会議室1	1時間につき <u>600円</u>			中会議室1	1時間につき <u>660円</u>	
	中会議室2	1時間につき <u>600円</u>			中会議室2	1時間につき <u>660円</u>	
	中会議室3	1時間につき <u>600円</u>			中会議室3	1時間につき <u>660円</u>	
	中会議室4	1時間につき <u>600円</u>			中会議室4	1時間につき <u>660円</u>	
	小会議室1	1時間につき <u>300円</u>			小会議室1	1時間につき <u>330円</u>	
	小会議室2	1時間につき <u>300円</u>			小会議室2	1時間につき <u>330円</u>	
	小会議室3	1時間につき <u>300円</u>			小会議室3	1時間につき <u>330円</u>	
	小会議室4	1時間につき <u>300円</u>			小会議室4	1時間につき <u>330円</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使

用料に関する条例（以下「新条例」という。）第21条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。